



## 労働者協同組合について

109

労働者協同組合法が2022年10月1日に施行された。

労働者協同組合法は、その目的を第1条で「この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組合員を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする」と規定している。

今の日本の労働環境は、ワークライフバランスとディーセントワーク(※)が十分に確保されていないという現状を踏まえて、

### ① 出資

### ② 意見反映

### ③ 従事

この3つの組織原則を用いて法人を規定し、その法人の役割として、多様な就労の創出と、地域ニーズに応える事業をすることによって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することそれが大

切だと言っている。  
この法律の施行を背景に期待されている「協同労働」という働き方とは何か。「協同労働」とは働く人が労働者協同組合に出資して組合員となり、組合員それぞれの意見を反映して組合の事業を行



下で働くのではなく、仲間と協同して、主体的に働くことに特徴がある。組合は事業に従事する組合員(代表理事・専任理事・監事は除く)と労働契約を結び、組合員は法的に組合の労働者となり、労働基準法、最低賃

金法、労働組合法などの労働関係法令が適用され、社会保険(健康保険、厚生年金保険)や労働保険(雇用保険、労災保険)にも加入できる。

い、組合員自らが事業に携わる働き方。  
株式会社では、出資、経営、労働が分離しているが、労働者協同組合では、組合員が出資、経営、労働のすべてを担うことになる。企業の指揮命令

として期待される一方、現状では小規模であることが多く人事労務管理の専門知識を持つ担当者が不足していること、組合の事業や人事労務管理に関する各1個の議決権を持っている組合員の意見を

反映しての意思決定の民主化、事業を維持していくための財政面でのハードルなど、課題もある。厚生労働省のホームページによれば、2024年7月8日時点で計95法人が設立(うち愛知県は3法人)とのこと。課題解決に向けて、専門家によるサポートを受けること、他の労働者協同組合との連携、具体的に優良事例だけでなく問題事例をも含め検討していくことが重要であり、今後が期待される。

### ※ディーセントワーク

働きがいのある人間らしい仕事(厚生労働省HPより)

(ア)ミニティ労務管理事務所所長、社会保険労務士、社会福祉士、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員)

イラスト・伊藤香澄